

## 令和元年度「青少年育成ネットワークモデル支援事業」実施要項

### 1. 趣旨

「核となる青少年団体・またはその活動を支援する団体が、他の青少年団体や青少年育成団体、地域住民、機関・団体、企業等をつなぐネットワークを構築し、情報交換や活動連携を行うことで相互理解を進め、協働して青少年育成活動の深化と拡大を目指す取り組みに対して補助を行い、青少年の地域活動の推進を図るとともに、その成果をモデルとして県内に広報し、青少年の自主性や社会性を育む活動を県民総ぐるみで推進していこうとする気運の醸成に資する。

### 2. 対象団体

青少年団体・またはその活動を支援する団体（5団体程度）

### 3. 対象となる活動

他の青少年団体や青少年育成団体、地域住民、機関・団体、企業等とのネットワークづくりやネットワークを生かしたイベント、フォーラム、会議、研修会等の活動。

また、学校の教育活動として行われるものは対象外とする。

### 4. 補助金の交付額及び対象経費

(1) 補助率：定額

(2) 補助額：1団体につき10万円を上限とする。ただし、補助金交付申請額が5万円に満たないものは対象外とする。

(3) 対象経費：謝金、旅費、消耗品費、通信費、印刷製本費、使用料等。ただし、食糧費（食事代等）については対象外とする。

### 5. 申請

(1) 対象団体が、補助金の交付を受けようとするときは、青少年育成島根県民会議あて、申請書（様式1）を会長が別に定める日までに管内市町村民会議会長経由により提出する。

(2) 管内市町村民会議会長は、青少年育成島根県民会議会長あて送付すること。

### 6. 審査

交付団体については、申請された活動についての内容を審査し、速やかに決定し通知する。

### 7. スケジュール

募集（申請）

(1) 各団体から市町村民会議への提出期限 7月 5日（金）

(2) 市町村民会議から青少年育成島根県民会議への提出期限 7月12日（金）

審査・交付団体決定 7月下旬～8月初旬

交付 8月以降

活動期間 交付決定後～2月

実施報告締切 3月末